

# 覚 書

宮内庁管理部長(以下「甲」という。)と環境省関東地方環境事務所長(以下「乙」という。)は以下の事項に関して確認した。

(温泉の採取等について)

第1条 乙は、今回、甲から所管換を受ける那須御用邸用地から湧出する温泉のうち、大丸温泉、旭温泉及び地蔵温泉(以下「当該温泉」という。)については、所管換後においても従来通り、甲が採取、使用、収益及び処分(以下「採取等」という。)を行うことを確認する。

(温泉源について)

第2条 当該温泉にかかる温泉源の保持及び関連施設の維持、管理及び関連行為等については甲が実施するものとする。

(標示看板について)

第3条 甲は、当該温泉の採取等を甲が行っていることを明示するため、その旨を標示した看板等を泉源付近に掲示するものとする。

(利用行為の協力について)

第4条 乙は、甲が行う明示行為、引湯施設の修繕工事その他当該温泉に関する維持、管理に関する一切の行為について、支障をきたさないよう取り計らうものとする。

(代替え温泉の利用について)

第5条 乙は、当該温泉が枯渇、湧出量の減少、汚染その他の事由により那須御用邸で使用できなくなった場合、代替となる温泉源から湧出する温泉を甲が採取等を行うことについて配慮するものとする。

(疑義について)

第6条 この覚書の各条項又は、この覚書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

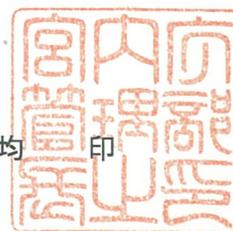
以上を確認した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月 26 日

甲 宮内庁管理部長

田 林

均 印



乙 環境省関東地方環境事務所長 柏 木 順 二

